

旭市国土強靱化地域計画骨子(案)

平成 26 年

旭 市

目次

第1章	地域計画の基本的考え方	1
第2章	国土強靱化の推進目標	4
第3章	脆弱性の評価の実施	5
第4章	脆弱性評価結果	8
第5章	プログラム・施策分野の推進方針	9
第6章	プログラム推進と重点化	16
第7章	各プログラムの推進計画	18
第8章	計画の進捗管理と不断の見直し	18

(別紙1) プログラムごとの脆弱性評価結果

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(別紙3) 各プログラムの推進方針

第1章 地域計画の基本的考え方

1 国土強靱化の理念

平成23年3月11日、東日本沿岸地域を襲ったマグニチュード9.0の『東北地方太平洋沖地震』とそれに伴って発生した津波やその後の余震等によって引き起こされた『東日本大震災』は、沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。

この震災により、市内でも14名もの尊い命が奪われたほか、未だに2名の方が行方不明となっています。

また、大型台風、洪水、がけ崩れなどに加え、海岸線が長く続き平坦な地形である本市は、その地形や気象の特性ゆえに、津波、高潮、海岸浸食等、これまで数多くの様々な災害を経験してきました。

東日本大震災の甚大な被害を経験し、早期の復旧と創造的な復興を進める本市にとって、この震災の教訓を後世に伝えるためには、「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う地域づくりを推進することが重要です。

そして、この地域づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい夢と希望を持ち、更なる市民生活の発展を遂げるための環境を獲得する必要があります。

このため、本市における国土強靱化は、いかなる自然災害等が発生しても、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものとします。

2 基本的な方針等

自然災害の多いこの国では過去幾多の災害を経験し、その都度得た教訓を生かしながら先人たちの知恵と工夫による様々な災害対策が図られてきました。

東日本大震災では、千年に一度とも言われる未曾有の津波被害を経験し、多くの尊い命を失ったことから、今後は、二度と同じような被害を出してはいけないという強い決意を持って対策に取り組まなければなりません。

このように、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき本市の国土強靱化を推進します。

○国土強靱化の取組姿勢

- ・強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証しつつ取り組みに当たります。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って取り組みます。
- ・地域の多様性の再構築、地域間の連携強化、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持ちます。

○適切な施策の組み合わせ

- ・度重なる自然の猛威から、市民の命を守り被害を最小限に抑えるためには、本市の特性に合ったハードの整備とそれだけに頼らないソフトの対策を組み合わせた「減災」という考え方が今まで以上に必要となります。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮することはもちろん、平時においても有効に活用される対策となるよう工夫することが重要です。

○効率的な施策の推進

- ・人口減少等に起因する市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえた施設の統廃合を進めるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。
- ・既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進します。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮することが重要です。

3 旭市が担う国土強靱化の役割

○東日本大震災の被災経験による様々な教訓を生かした地域の強靱性の発揮

東日本大震災を経験した旭市は、様々な教訓を基に「旭市復興計画」に基づくソフトとハードを組み合わせた災害に強い地域づくりを推進してきました。

今後いつ起こるかかわからないいかなる大規模災害においても、事前防災の徹底と行政と民間の連携による強靱な地域づくりを継続します。

○旭中央病院が担う、千葉県北東部の災害拠点病院としての機能

診療圏人口 100 万人を誇る旭中央病院は、災害時における本市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していきます。また、平時においても地域医療の中核を担い続けることが出来る体制作りが重要です。

○首都圏への食料供給機能の維持

農業算出額が千葉県内第 1 位で全国でも有数の農産物の産地である本市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努めます。

4 計画の位置づけ

地域計画は国土強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国における国土強靱化基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。

総合計画をはじめとする本市の各種計画は、この地域計画が手引きとなり、国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、これらを通じて必要な施策を具体化するものとします。

また、計画期間は特に定めず、進捗管理（PDCA サイクル）を行う中で、必要に応じて修正できるものとします。

第2章 地域強靱化の推進目標

本市における強靱化を推進する上での目標を次のように定めます。

1 基本目標

いかなる自然災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

- ア 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- イ 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ウ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- エ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- オ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）
を機能不全に陥らせない
- カ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、
ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの
早期復旧を図る
- キ 制御不能な二次災害を発生させない
- ク 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復で
きる条件を整備する

第3章 脆弱性の評価の実施

平成26年6月3日に内閣官房国土強靱化推進室で策定された「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

1 想定するリスク

予想される大規模自然災害全般に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとします。

※本市における脅威と感じている自然災害

首都直下型地震、南海トラフ地震、千葉県東方沖地震、津波、液状化、崖崩れ、竜巻、台風等による風水害（暴風、高潮、豪雨等）

2 施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととし、以下に掲げる個別施策分野6つ、横断的施策分野3つの施策分野とします。

(1) 個別施策分野

- (ア) 道路・交通・防災・土地利用
- (イ) 環境・上下水道・公園・住宅
- (ウ) 健康・医療・福祉
- (エ) 教育・スポーツ・文化
- (オ) 産業・雇用
- (カ) 協働・交流・行政機能

(2) 横断的施策分野

- (キ) 老朽化対策
- (ク) 少子高齢化対策
- (ケ) 地域振興

3 起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は本市の地域特性を踏まえ、以下に掲げる28のリスクシナリオとします。

- (1) 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
- (2) 広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生
- (3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- (4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- (5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- (6) 避難路における通行不能
- (7) 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- (8) 想定を超える大量かつ長期の避難者への水・食料等の供給不足
- (9) 旭中央病院の医療機能の麻痺
- (10) 被災地域における疫病・感染症等の大規模発生
- (11) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
- (12) 市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下
- (13) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- (14) 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
- (15) サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
- (16) 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
- (17) 食料等の安定供給の停滞
- (18) 上水道等の長期間にわたる供給停止
- (19) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
- (20) 地域交通ネットワークが分断する事態
- (21) 市街地での大規模火災の発生
- (22) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
- (23) 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- (24) 風評被害等による市内経済等への甚大な影響
- (25) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (26) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (27) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (28) 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 評価の実施手順

まず、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取り組みを施策分野ごとに現状整理し、進捗を把握しました。その上で、影響度の大きさ、緊急度、現行の取り組みの達成度などを踏まえ、リスクシナリオごとに脆弱性を総合的に分析・評価しました。また、中長期的視点も取り入れながら、施策分野ごとに現行施策の脆弱性の分析・評価を行いました。

個別施策ごとの課題分析にあたっては、できる限り個別施策の進捗状況を定量的に把握するため、重要業績指標（KPI）等の具体的な数値指標を設定しました。

第4章 脆弱性評価結果

平成26年10月時点で行ったプログラムごとの脆弱性評価の結果及び評価に当たって参照した重要業績指標（KPI）は、別紙1,2のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

（1）ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせと施策の重点化

自然の猛威から市民の命を守り、被害を最小限に抑えるために、津波防護施設や海岸減災林の整備などのハードによる対策と、避難訓練や防災教育などのソフトによる対策を組み合わせ、複合的な防災対策を進めています。

今後、この取り組みを着実なものとし、できるだけ早期に高水準なものにするためには、長期的な視野のもとで施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせ計画的に推進していく必要があります。

（2）地域の特質を踏まえた施策の推進

国土強靱化に寄与すべき旭市の特質としては、

- I 東日本大震災の被災経験による様々な教訓を生かした地域の強靱性の発揮
- II 旭中央病院が担う、千葉県北東部の災害拠点病院としての機能
- III 首都圏への食料供給機能の維持

が挙げられ、これらは旭市の強靱な「地域や経済社会システム」を構築する上でも欠くことができません。

国土強靱化を推進するためには、従来から市が持つ特質や強みを活かし、あらゆるリスクに対して途切れることなくその強みを生かせるこそ、市の強靱化に資するとの考えから、この3点を特に重要視して施策を構築していく必要があります。

（3）横断的な取り組みと関係機関・民間等との連携

国土強靱化への取り組みは多岐に渡ることから、従来の行政の枠組みでは対応できないことから、複数の部局により横断的な取り組みを推進することが重要です。

また、国県等の関係機関と十分な連携と情報共有を行うとともに、民間事業者や市民と連携・協力しながら強靱化の取り組みの輪を広げていくことが重要です。

第5章 プログラム・施策分野の推進方針

第3章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえたプログラムごとの推進方針を別紙3で示すとおりとし、施策分野ごとの推進方針は次のとおりとします。

○施策分野の推進方針

1. 個別施策分野

1) 道路・交通・防災・土地利用

(道路)

- ・市と首都圏を結ぶ交通インフラの分断は、災害時の緊急輸送、生活の維持、地域経済など様々な分野に多大な影響を及ぼすことから、複数の代替輸送ルートを国県市の関係部署が連携して早期に確保する。また、基幹災害拠点病院である旭中央病院への医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める。【建設課、その他関係課】
- ・沿道の建物の耐震化、建設業災害対策協力会との災害時応援協定、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策の実施、人材、資機材、通信基盤の強化などを着実に推進する。【建設課、総務課、その他関係課】
- ・津波被害の危険性が高い地域から、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難困難地域における避難道路の整備を早急に行う。【建設課】

(交通)

- ・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る。【企画政策課】
- ・停電による信号機の機能停止を要因とする交通事故を防止するため、停電時においても信号機の機能復旧を可能とする可搬型発動発電機の整備を促進する。【建設課】

(防災)

- ・平成24年1月に策定した旭市復興計画等に基づき、平成27年度までを集中復興期間とし震災対策と災害に強いまちづくりを推進する。また、ハードとソフトを組み合わせた効果的な対策を講じる。【全課】
- ・津波ハザードマップ、洪水・内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図るとともに、避難場所として指定緊急避難場所、指定避難所を確保し普段から住民への周知を図り、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討する。【総務課】
- ・地域防災計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定、各情報伝達体制を検証、自主防災組織の育成・充実・強化及び災害に対する定期的な避難訓練や防災教育を充実し、地域全体の防災力向上を図る。【総務課】

- ・避難の長期化に備え、適切な備蓄管理体制を維持する。また、地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等と災害時応援協定を結び、平時からの連携を強化する。また、被災者や避難者の食料確保のため、長期間における食料供給体制を確立する。【総務課】
 - ・東日本大震災における津波で特に被害が甚大であった河川開口部については、海岸堤防施設と切れ目の無い連続した防護対策を各施設管理者が連携して進める。【建設課】
- (消防)
- ・大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減への取り組み及び広域的な連携体制の強化を推進する。また、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る。【消防】

2) 環境・上下水道・公園・住宅

(環境)

- ・公共施設における太陽光発電など代替電力の普及促進を図るとともに、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を促進する。また、企業や一般住宅においても、太陽光発電、住宅用燃料電池・蓄電池等の代替電力を普及・促進する。【環境課、その他関係課】
- ・災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や市有地などを中心に予め選定・確保を進めていく。また、災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶとともに、災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物輸送についての検討、人材の育成など対応を検討する。【環境課】
- ・排水施設整備については、コストの縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に整備する。また、排水系統を調査し道路計画や下水道計画などとの整合性を図りながら、市全域を対象とした総合的な排水施設整備計画を策定する。【建設課】

(上下水道)

- ・上水道の耐震化を進めるとともに、旭市地域水道ビジョンに基づき、適切な維持管理体制の確立を図る。また、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する。【水道課】
- ・下水道施設の耐震対策として、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画（BCP）策定により着実な管理体制の強化を図る。また、農業集落排水については、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する。さらに耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電時など緊急時の運転体制の強化等を図る。【下水道課、農水産課】
- ・浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。【環境課】

(公園)

- ・旭文化の杜公園は、近隣市町村の大規模災害時における救援物資輸送の中継地など広域防災拠点として機能するよう、平時からの管理・活用を推進する。【都市整備課】

(住宅)

- ・住宅の倒壊による死傷者を出さないため、国庫補助などをより一層活用し、更なる住宅の耐震化率向上を図る。また、公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を進める。【都市整備課、財政課】

3) 健康・医療・福祉

(健康)

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築を図る。また、避難所でのノロウイルスやインフルエンザの流行に備え、避難者の健康状態のチェック、施設の消毒、マスクの配布、手洗いの推奨など、対応体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進める。【健康管理課】
- ・千葉県からの感染情報を基に必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業者等との協力体制を推進する。【健康管理課】

(医療)

- ・診療圏人口 100 万人を擁する旭中央病院は、災害時における旭市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していく。また、平時においてもこの地域の医療の中心として広域的な医療圏を担い続けることが出来る体制作りを推進する。【旭中央病院】
- ・大規模自然災害発生時において消防による現地活動と病院との連絡調整体制の確立や、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携強化を図る。【旭中央病院、消防、総務課】
- ・大規模自然災害に備え、旭中央病院来院者や入院患者及び医療提供を継続するための職員に対し、緊急時の飲食料、非常電源用の燃料等の確保及び調達手段の確立、医療ガス設備設置を進める。【旭中央病院】
- ・大規模災害や多傷病者が発生した事故などに備え、災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、DMAT の充実・強化を図る。【旭中央病院】
- ・当地域における大規模災害時において、耐震化が未了の医療施設について、耐震化を着実に推進するとともに、情報システム機能維持及び医療情報データの消失を防ぐため、ネットワーク基幹幹線の二重化及びデータセンターへのバックアップ機能等の充実を図る。【旭中央病院】

4) 教育・スポーツ・文化

(教育)

- ・学校施設の耐震化については、つり天井など非構造部材の耐震対策を計画的に実施するとともに、学校や社会体育施設など不特定多数が集まる公共施設について、耐震化の一層の促進を図る【庶務課】
- ・児童生徒の生命の保護のため、災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図るとともに、危険区域にある公共施設については、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する。【総務課、庶務課、学校教育課】

5) 産業・雇用

(産業)

- ・全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。また、大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、国際競争力の強化、物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。【農水産課】
- ・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農水産物等の検査体制を国県等と連携のもと更に推進し、消費者への効率的な情報発信のシミュレーションを実施する。また、食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話（リスクコミュニケーション）を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係の構築を図る。【農水産課】
- ・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。【総務課】
- ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用を促進する。【商工観光課】
- ・避難所における大量かつ長期の避難者に対する食料確保に対応するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等との協定の締結を推進する。また、大規模集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難及び誘導が出来るように、商工会等と連携して一時滞在施設の確保について協定の締結などを推進する。さらに、企業、大規模商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族等を含めた安否確認の体制整備を要請する。【総務課】

(雇用)

- ・行政と建設業災害対策協力会において災害時応援協定を締結しているが、さらに建設業災害対策協力会内部の事業継続計画（BCP）の策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を行う横断的な取り組みを推進

する。【商工観光課】

- ・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策を推進する。【商工観光課】

6) 協働・交流・行政機能

(協働・交流)

- ・被災の経験を風化させないため定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図る。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成や消防団員の確保などを推進する。【総務課、消防】
- ・国、県、市、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策を推進する。【全課】
- ・外国人への災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況であり、本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備・強化する。【総務課】

(行政機能)

- ・行政機関の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する体制を強化する。特に市本庁舎については、老朽化と耐震不足が問題となっており、利用者の安全性確保と災害対策機能保全のため、早期の建て替えを行う。また、建て替えまでの期間の対応として、庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能を維持するため、代替機能を構築する。【総務課、その他関係各課】
- ・災害時に庁舎が被災したときにおいても、地域防災計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る。また、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、データセンターへのサーバーの移設などバックアップ機能の充実を図るとともに、「IT部門の事業継続計画（BCP）」の策定など計画的に進める体制作りを推進する。【総務課、企画政策課、その他関係各課】
- ・不特定多数が集まる公共施設について、耐震化の一層の促進を図る。また、公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理する。また、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化して公共施設の最適な配置に向けて取り組む。【総務課、行政改革推進課、その他関係各課】
- ・災害対応にあたる職員・施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関から応援職員の受け入れ態勢について、協定の締結などを推進する。【総務課】

2. 横断的分野

1) 老朽化対策

- ・公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理する。また、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化して公共施設の最適な配置に向けて取り組む。また、道路ストック総点検を実施するとともに、長寿命化計画を策定し適切な管理体制を強化し、河川管理施設についても、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行う。【行政改革推進課、建設課、その他関係各課】
- ・上水道施設については、引き続き耐震化を進めるとともに適切な維持管理体制の確立を図る。下水道施設についても、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画（BCP）策定により着実な管理体制の強化を図る。また、農業集落排水の機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する。【水道課、下水道課、農水産課】

2) 少子高齢化対策

- ・学校施設の耐震化については、つり天井など非構造部材の耐震対策を計画的に実施し、耐震化の一層の促進を図る。また、危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する。【庶務課、総務課、建設課】
- ・様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進とともに、ソフト対策として警戒避難体制の確立を図る。特に避難行動要支援者である高齢者や年少者への対策として、定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の高揚を図る。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織や消防団の育成・強化を図る。【総務課、消防、その他関係課】
- ・災害の発生に伴い、予め安全な場所や避難のための道路を確保する。また、避難場所として指定緊急避難場所、指定避難所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討する。【建設課、総務課、その他関係課】

3) 地域振興

- ・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進し、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。また、平時の取り組みから産地における国際競争力の強化、物流インフラの整備、物流コストの削減、遊

- 休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を図る。【農水産課、商工観光課】
- ・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数ルートの確保を推進する。また、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する。【建設課】
 - ・大規模自然災害発生時においてもサプライチェーンを確保するため、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用を促進し、太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、災害に強いインフラ整備として既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段の確保を図る。【商工観光課、環境課】

第6章 プログラム推進と重点化

1 各プログラムの推進計画の策定とPDCAサイクル

プログラムは毎年展開される様々な施策を「起きてはならない最悪の事態」ごとに各課横断的に整理するものです。「起きてはならない最悪の事態」は、大規模自然災害により生じかねない具体の事象であり、各プログラムについて脆弱性評価を踏まえて推進方針を立て、速やかに各課が連携して施策を実行していくことは極めて重要です。

その際、施策の進捗等に応じてプログラムを不断に見直し、必要に応じ新しい施策等を追加しながら常にプログラムを最適化した上で、プログラムの推進方針を軌道修正していきます。

また、各プログラムの推進計画を作成し、これに基づき各施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況等の把握等を行い、プログラムの推進計画を見直すというPDCAサイクルを回していくこととします。ここで、プログラムの進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに重要業績指標等の具体的な数値指標を設定するとともに、プログラムの進捗状況等を踏まえ、必要に応じて継続的に見直すこととします。

2 プログラムの重点化

限られた資源の中で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本計画ではプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、市の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、10の重点化すべきプログラムを選定しました。

10の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりです。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係課等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取り組みの一層の推進に努めるものとします。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られる II. 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生
		1-6	避難路における通行不能
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-3	旭中央病院の医療機能の麻痺
		2-4	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-2	主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	
	5-3	食料等の安定供給の停滞	
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態	
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

3 プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、各課横断的な施策群であり、いずれもひとつの課の枠組みの中で実現できるものではありません。このため、関係する課において推進体制を構築し、データを共有するなど施策の連携を図るものとします。

また、対応方策を計画的に実施し、結果を評価し、全体の取り組みを見直し・改善するという計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返しながら、限られた資源を効率的・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けてプログラムの実効性・効率性を確保するものとします。

4 国、県、周辺自治体及び民間事業者等との連携

国土強靱化を実効あるものとするため、市のみならず国、県、周辺自治体及び民間事業者等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠です。

第7章 各プログラムの推進計画

第4章で整理したプログラム毎の脆弱性評価を踏まえた、各プログラムの推進方針を別紙3に示すとおりとし、これに重要業績指標を加えた推進計画を策定するものとします。

これらの推進に当たっては、プログラムが各課横断的な施策群であり、いずれも複数の課が連携して行う取り組みにより一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関するデータを共有するなど、推進計画に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分留意することとします。

なお、重点化した10のプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係課における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、目標の更なる早期達成、目標の高度化を含め、特に取り組みの推進に努めるものとします。

第8章 計画の進捗管理と不断の見直し

脆弱性評価で実施した各種指標及び目標について、次の手順により毎年度進捗管理を行うことで、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い新しい施策等を追加しながら常にプログラムを最適化したうえで、毎年様々な施策を展開していくこととします。

(1) プログラム毎の脆弱性の評価の実施

「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、各プログラムの達成度や進捗状況を把握するための重要業績指標を踏まえ、取り組んでいる施策について毎年度評価を行い適切な進捗管理を行います。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、脆弱性評価手法の見直しを含め、諸情勢の変化に応じて、精度向上や指標の変更等の内容の継続的な見直しをすることとします。

(2) 各プログラムの推進計画の見直し

毎年度の個別施策を立案・推進する際には、個別施策分野ごとの各課の視点に加え、「起きてはならない最悪の事態」を回避するという視点から各課横断的に実効性・効率性のあるものとするのが重要であることから、毎年度(1)の結果を踏まえたプログラムの重点化や各プログラムの推進計画を見直すものとします。

(3) リスクシナリオ、施策分野等の見直し

(1)、(2)による進捗管理及び見直しに加え、必要に応じリスクシナリオ、施策分野の変更等を行うことで、より精度の高い計画を目指します。